

◇ 参考資料 ◇

目 次

I 児童人口等・・・・・・・・・・ 24	3 社会的養護の受け皿の需要予測
1 千葉県の子童人口等の推移	・社会的養護の下にある子どもの数の推移
2 将来人口の見通し	－関東7都県－
3 一世帯当たり人員の推移	・千葉県における要養護児童及び受け皿の現状
4 一世帯当たり人員の将来見通し	・要養護児童数の予測
II 児童相談件数の推移等・・・・・・・・ 25	4 社会的養護の需要予測に基づく受け皿の整備策
1 児童相談所における相談受付件数	・要養護児童数の予測に基づく受け皿の整備目標
2 児童虐待相談処理件数の推移	・受け皿の整備目標設定に当たっての基本的考え方
3 千葉県及び近県の児童虐待相談処理件数等に関する状況	・受け皿の整備にあたっての必要な取組例
4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談及び一時保護の状況	
III 児童相談所の概要・・・・・・・・ 27	VI- II 里親制度・・・・・・・・ 40
IV 市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況・・・ 32	VI- III 児童福祉施設・・・・・・・・ 42
V 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の強化・・・・・・・・ 34	1 乳児院
1 小域福祉フォーラム・地域子育て会議	2 母子生活支援施設
2 地域子育て支援センター	3 児童養護施設
3 つどいの広場	4 情緒障害児短期治療施設
4 子育て短期支援事業	5 児童自立支援施設
5 育児支援家庭訪問事業	VI- IV 自立援助ホーム・・・・・・・・ 46
6 児童家庭支援センター	VII 県立児童福祉施設・・・・・・・・ 47
7 子育て応援人材バンクづくり支援事業	1 乳児院「千葉県乳児院」
VI- I 社会的養護体制の整備拡充・・・ 36	2 児童養護施設「千葉県富浦学園」
1 基礎データ	3 児童自立支援施設「千葉県生実学校」
・要保護児童数等の推移	VIII 用語の説明・・・・・・・・ 48
・児童福祉施設の入所者数及び入所率	IX 委員名簿・・・・・・・・ 49
・乳児院定員状況	X 検討経過・・・・・・・・ 50
・児童養護施設定員状況	
2 事業間比較・官と民の比較	
・里親、里親型ファミリーグループホーム、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームへの公的支援	
・16年度における県立施設と民間施設の経費比較	

1 児童人口等

1 千葉県の子童人口等の推移

(単位人口:人)

年齢	平成13年(2001)		平成14年(2002)		平成15年(2003)		平成16年(2004)		平成17年(2005)	
	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県
0~4歳	277,721	152,976	277,644	152,575	278,280	153,189	276,108	153,356	273,468	153,802
5~9歳	276,823	152,976	278,043	152,575	280,178	153,189	282,316	153,356	281,347	153,802
10~14歳	292,809	152,976	287,039	152,575	281,916	153,189	277,932	153,356	279,456	153,802
15~17歳	203,245	152,976	195,329	152,575	188,077	153,189	182,794	153,356	177,059	153,802
児童人口計	1,050,598	1,050,598	1,038,055	1,038,055	1,028,451	1,028,451	1,019,150	1,019,150	1,011,330	1,011,330
千葉県	897,622	152,976	885,480	152,575	875,262	153,189	865,794	153,356	857,527	153,802
総人口	5,999,286	5,999,286	6,036,039	6,036,039	6,069,120	6,069,120	6,098,434	6,098,434	6,113,661	6,113,661
千葉県	5,111,403	887,883	5,140,203	895,836	5,163,914	905,206	5,185,714	912,720	5,196,140	917,521
児童人口比率	17.5%	17.5%	17.2%	17.2%	16.9%	16.9%	16.7%	16.7%	16.5%	16.5%
千葉県	17.6%	17.2%	17.2%	17.0%	16.9%	16.9%	16.7%	16.8%	16.5%	16.8%
出生数	54,511	54,511	54,607	54,607	52,789	52,789	52,983	52,983	50,589	50,589
合計特殊出生率	1.24	1.24	1.32	1.32	1.20	1.20	1.22	1.22	1.18	1.18
千葉県	1.24	1.24	1.32	1.32	1.20	1.20	1.22	1.22	1.18	1.18
全国	1.33	1.33	1.32	1.32	1.29	1.29	1.29	1.29	1.25	1.25

(注)①人口は千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

②出生数及び合計特殊出生率は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。15~16年は確定数、17年は概数。

2 将来人口の見通し

(単位人口:千人)

区分	人口						年平均人口増加率		
	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H42年	2000-	2010-	2020-
	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	2005年	2015年	2025年
総人口	6,036	6,093	6,095	6,037	5,923	5,764	0.37%	0.01%	-0.38%
千葉県	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	117,580	0.12%	-0.19%	-0.38%
年少人口(0-14歳)	821	804	762	706	652	605			
千葉県	13.6%	13.2%	12.5%	11.7%	11.0%	10.5%			
全国	17,751	17,081	16,162	15,141	14,052	13,287			
全国	13.9%	13.4%	12.8%	12.2%	11.6%	11.3%			
生産年齢人口(15-64歳)	4,159	3,991	3,761	3,634	3,542	3,401			
千葉県	68.9%	65.5%	61.7%	60.2%	59.8%	59.0%			
全国	84,543	81,710	77,275	74,464	72,318	69,607			
全国	66.2%	64.1%	61.2%	60.0%	59.7%	59.2%			
老年人口(65歳以上)	1,050	1,298	1,566	1,702	1,730	1,752			
千葉県	17.4%	21.3%	25.7%	28.2%	29.2%	30.4%			
全国	25,414	28,681	32,829	34,502	34,766	34,804			
全国	19.9%	22.5%	26.0%	27.8%	28.7%	29.6%			

(注)人口欄の下段は、総人口に占める割合を表す。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口JH14.1」、「都道府県の将来推計人口JH14.3」

3 一世帯当たり人員の推移

(単位人口:人)

区分	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	
	(1980年)	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)	
世帯数	総数	1,419	1,573	1,814	2,015	2,173	2,324
	(うち一般世帯)	(1,412)	(1,568)	(1,797)	(2,009)	(2,164)	
全国	総数	36,015	38,133	41,036	44,108	47,063	49,529
	(うち一般世帯)	(35,824)	(37,980)	(40,670)	(43,900)	(46,782)	
一世帯当たり人員	総数	3.34	3.27	3.06	2.88	2.73	2.61
	(うち一般世帯)	(2.32)	(2.25)	(2.05)	(1.86)	(1.70)	
全国	総数	3.25	3.17	3.01	2.83	2.70	2.58
	(うち一般世帯)	(2.22)	(2.14)	(1.99)	(1.82)	(1.67)	

(注)世帯数の推移 総務省統計局

※一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の世帯又は1戸を構えて住んでいる単身者等、一般世帯に対して、施設等の世帯があり、学校等で起居を共にしている学生の世帯等、社会施設入所後の世帯等を指す。

4 一世帯当たり人員の将来見通し (全国的一般世帯)

(単位人口:人)

H22年	H27年	H32年	H37年
(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)
2.49	2.45	2.41	2.37

(注)一世帯当たり人員の将来推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(H15.10)

II 児童相談件数の推移等

1 児童相談所における相談受付件数（相談種別・受付年度別）

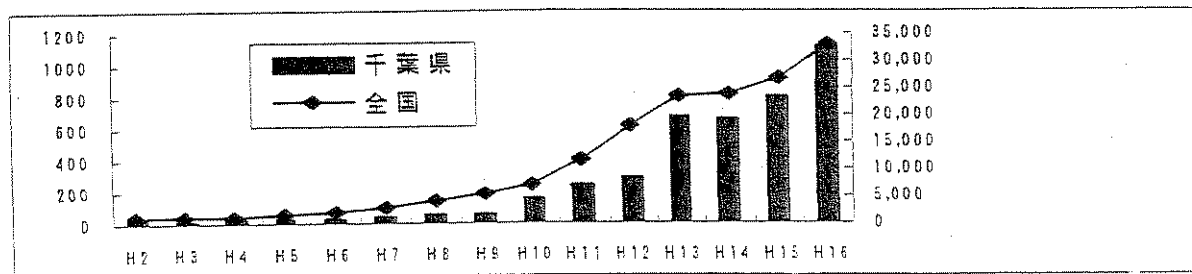
区分	合計	養護相談		保健	心身障害相談						
		虐待	その他		肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉症	
14年度	件数	18,675	662	576	94	902	23	109	1,053	12,021	247
	割合	100.0%	3.5%	3.1%	0.5%	4.8%	0.1%	0.6%	5.6%	64.4%	1.3%
15年度	件数	11,091	825	924	66	491	29	130	182	4,574	89
	割合	100.0%	7.4%	8.3%	0.6%	4.4%	0.3%	1.2%	1.6%	42.1%	0.8%
	増減	▲ 7,584	163	348	▲ 28	▲ 411	6	21	▲ 871	▲ 7,347	▲ 158
16年度	件数	12,568	1,120	704	146	481	22	115	116	4,462	142
	割合	100.0%	8.9%	5.6%	1.2%	3.8%	0.2%	0.9%	0.9%	35.5%	1.1%
	増減	1,477	295	▲ 220	80	▲ 10	▲ 7	▲ 15	▲ 66	▲ 212	53

区分		非行		育成相談				その他
		く犯	触法	性行	不登校	適正	しつけ	
14年度	件数	174	182	1,207	250	145	229	801
	割合	0.9%	1.0%	6.5%	1.3%	0.8%	1.2%	4.3%
15年度	件数	237	223	1,190	259	187	271	1,314
	割合	2.1%	2.0%	10.7%	2.3%	1.7%	2.4%	11.8%
	増減	63	41	▲ 17	9	42	42	513
16年度	件数	285	224	1,911	276	137	383	2,044
	割合	2.3%	1.8%	15.2%	2.2%	1.1%	3.0%	16.3%
	増減	48	1	721	17	▲ 50	112	730

2 児童虐待相談処理件数の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
全 国	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408
千葉県・市	199	297	414	886	805	906	1,330
千葉県のみ	157	237	286	669	654	804	1,117

（注）「千葉県・市」は、県及び千葉市の6児童相談所、「千葉県のみ」は、県の5児童相談所における件数。



◆平成16年度処理件数全国比較

大阪府	4,349件 (1位)	神奈川県	1,482件 (4位)
東京都	3,026件 (2位)	千葉県	1,117件 (5位)
埼玉県	1,913件 (3位)		

※千葉県は、平成14年度は全国8位、平成15年度は全国6位。

3 千葉県及び近県の児童虐待相談処理件数等に関する状況

	千葉県	埼玉県	神奈川県
児童虐待相談処理件数(16年度)	1,117	1,913	1,482
児童人口(18歳未満人口)	857,527	1,029,180	644,729
児童千人当たりの相談件数	1.3	1.9	2.3

※各県のデータは、政令指定都市を除いたもの

人口は、各県の町丁別人口調査。

(千葉県は平成17年4月1日現在、埼玉県、神奈川県は平成17年1月1日現在)

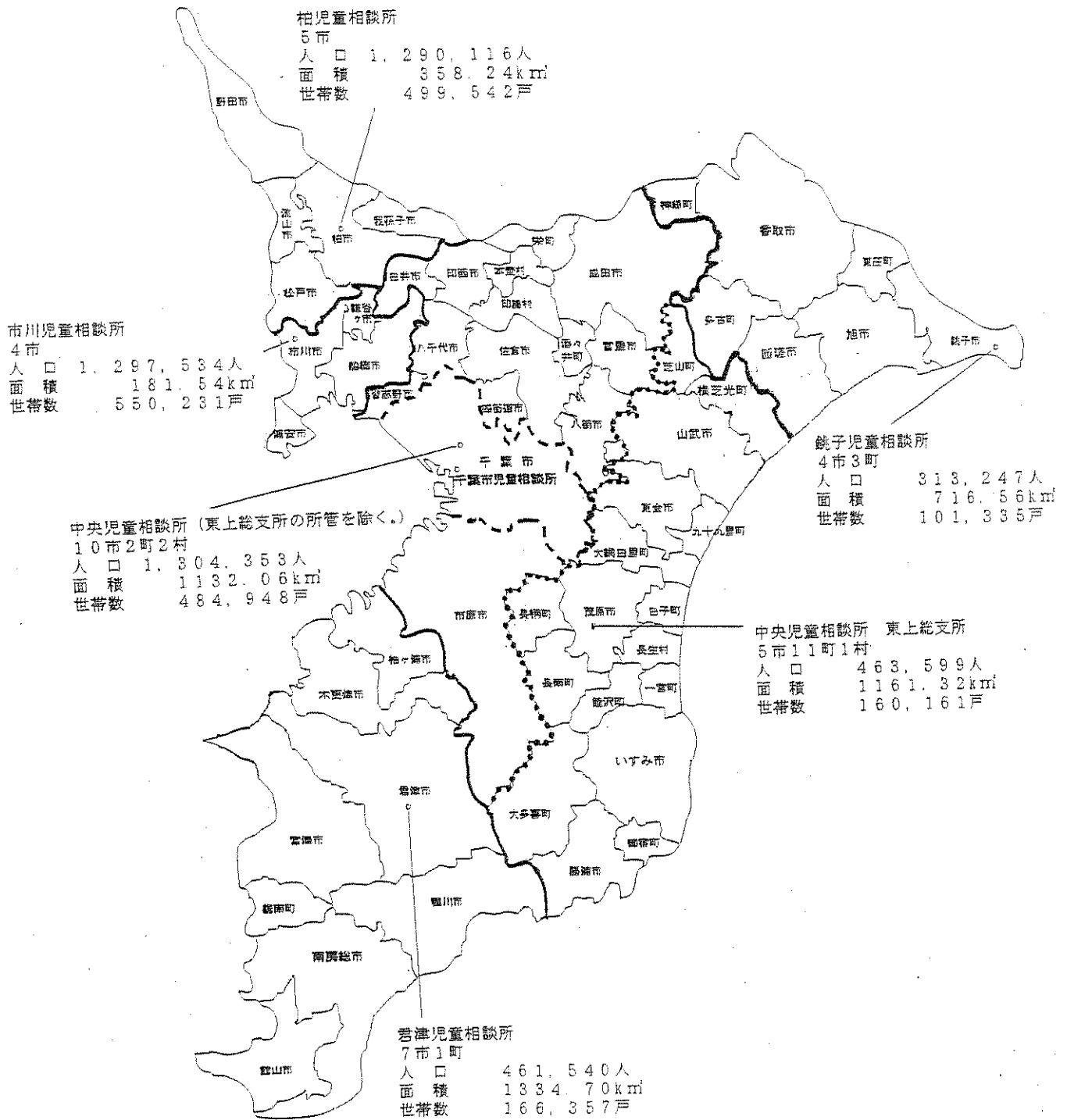
4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談及び一時保護の状況

区分	相談件数			一時保護の件数(利用者数)・同伴児数					
	総数	うちDV		一時保護件数(利用者数)			一時保護件数(利用者数)		
		件数	前年比		うち、同伴児あり		のうちDV	うち、同伴児あり	
					(同伴児の数)	(同伴児の数)		(同伴児の数)	(同伴児の数)
14年度	14,272	2,810		235 (100%)	123 (52%)	218	193 (100%)	112 (58%)	205
15年度	17,456	2,776	▲ 34	164 (100%)	92 (56%)	159	119 (100%)	77 (65%)	132
16年度	19,736	3,917	1,141	169 (100%)	112 (66%)	190	126 (100%)	94 (75%)	163
17年度	21,138	4,511	594	157 (100%)	77 (49%)	134	105 (100%)	69 (66%)	124

(注)一時保護は、女性サポートセンターによる。

III 児童相談所の概要

1 児童相談所の配置状況



県児童相談所所管	人口 5,130,389人	面積 4884.56km ²
千葉市児童相談所所管	926,763人	272.08km ²
全 県	6,057,152人	5156.64km ²

注：1 人口と世帯数は、「千葉県毎月常住人口調査月報」による平成18年4月1日現在数である。
2 面積は、「平成17年 千葉県統計年鑑」による平成16年10月1日現在である。
3 市町村数は、平成18年4月1日現在である。

2 設置目的

児童相談所は、児童福祉法第12条により設置され、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関である。

そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。

また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行う。

※改正児童福祉法により、児童相談に応じることを市町村の業務とし、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化した。(平成17年4月1日施行)

3 設置主体

都道府県・指定都市の義務設置

(根拠) 児童福祉法第12条 都道府県は児童相談所を設置しなければならない。

※同法第59条の4の大都市等の特例により、指定都市も設置義務がある。

※指定都市に加え、政令で定める市に児童相談所を設置可能に(平成18年4月1日施行)

4 各課の仕事

① 庶務課

- ・庶務会計に関すること。
- ・施設措置等の措置費負担金徴収事務
- ・一時保護児童の所持物の保管及び遺留物の処分

② 相談調査課

○児童相談員による

- ・児童に係る相談の受付
- ・児童の施設措置、里親委託に関すること
- ・児童の強制的措置を要する事件の家庭裁判所送致に関すること

○児童福祉司による

- ・児童の保護と福祉増進のための援助
- ・問題解決のため、児童やその家庭等について調査を行い必要な援助や指導を行う
- ・担当地域内の関係機関の連携協力に関すること
- ・児童措置費の徴収に係る負担金の額の認定事務

※中央児童相談所は、相談措置課(児童相談員)と調査課(児童福祉司)の二課に分かれている。

③ 診断指導課

○児童心理司(心理判定員)による

- ・児童及びその保護者等に対して、面接や心理検査、観察等による心理診断及びカウンセリング等の心理学的援助を行う。また、必要に応じて医師や言語治療士等による診断や治療を行う。

④ 一時保護課

○保育士や児童指導員による

- ・迷子や被虐待児童の緊急一時保護及び行動診断のための行動観察、生活リズムの乱れた児童等の一時保護による支援
- ・学習及び生活場面での各種支援

5 職員

児童相談所に置くべき職種は、所長のほか児童福祉司、児童心理司(心理判定員)等が中心

6 その他 参考データ

(1) 児童相談所における児童相談・児童虐待相談受付件数の推移

(単位：件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
児童相談件数	14,001	15,711	18,675	11,091	12,568
うち虐待件数	489	806	662	825	1,120

(2) 一時保護所の定員の推移

(単位：人)

	15年度	16年度	17年度
中央児童相談所	15	15	25
東上総支所 (H17.4.1~)	—	—	0
市川児童相談所	15	20	20
柏児童相談所	15	15	25
銚子児童相談所	15	15	15
君津児童相談所	15	15	15
合計	75	80	100

中央 (H17.8~)

市川 (H16.12~)

柏 (H18.3~)

(3) 年度別児童福祉司の配置人数の推移

(単位：人)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央児童相談所	10	11	14	16	17	19	21	24
市川児童相談所	9	9	10	13	13	15	16	17
柏 児童相談所	7	7	10	14	13	16	17	18
銚子児童相談所	3	4	4	4	4	4	4	4
君津児童相談所	4	4	4	5	5	5	7	7
合計	33	35	42	52	52	59	65	70

(4) 年度別児童心理司（心理判定員）の配置人数の推移

(単位：人)

	16年度	17年度	18年度
中央児童相談所	7	8	9
市川児童相談所	7	7	7
柏 児童相談所	7	7	8
銚子児童相談所	3	3	3
君津児童相談所	4	4	4
合計	28	29	31

(5) 児童福祉司及び児童心理司（心理判定員）の配置割合

(単位：人)

	人口(17.10.1 現在) A	区域担当児童福祉司数 B (17.5.1現在)	区域担当児童福祉司の管轄人口 (A/B)	児童心理司数 C (17.5.1現在)	児童福祉司と児童心理司の比率 (B/C)
千葉県	5,131,806	65	78,951	29	2.24
全国	127,756,815	1,989	64,232	873	2.28

(注) 厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議(18年3月)資料より抜粋。

ただし、千葉県の児童福祉司は、17年5月1日現在の実数を記載。

(6) 児童福祉司の配置基準

児童福祉法の改正により、配置基準が10～13万人に1人から、5～8万人に1人に改正された。(児童福祉法第13条第1項、同法施行令第2条)

5～8万人に1人の場合 児童福祉司数(千葉県) 63人～101人

(7) 各児童相談所の状況

	相談件数				人口関係			児童数関係		
	合計	養護	虐待	知障	利用率 (人口/相談件数)	人口1万人当たり 相談件数	割合 (相談/人口) ×100	利用率 (児童数/相談件数)	児童数1万人当たり 相談件数	割合 (相談/人口) ×100
中央 (東上総)	4,778	241	347	1,402	362.74	28	0.28%	64.26	156	1.56%
市川	2,653	108	317	1,151	486.54	21	0.21%	78.71	127	1.27%
柏	2,793	149	322	1,116	460.91	22	0.22%	76.30	131	1.31%
銚子	1,006	126	54	337	345.88	29	0.29%	58.38	171	1.71%
君津	1,338	80	80	456	347.55	29	0.29%	58.41	171	1.71%
合計	12,568	704	1,120	4,462	407.72	25	0.25%	68.89	145	1.45%
平均	2,514	141	224	892	407.66	25	0.25%	68.88	145	1.45%

(注) 平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。

	人口 (人)	児童数		面積 (km ²)	一時保護状況(人・日)						児童福祉司(人・km ²)			心理判定員(人・km ²)			
		(人)	割合(%)		定員	実人員	延人員	1日平均 保護人数	1人当たり 平均 保護日数	最大保護 日数	員数	1人当たり 平均人口	1人当たり 平均児童数	員数	1人当たり 平均人口	1人当たり 平均児童数	
中央 (東上総)	1,733,176 (453,415)	307,012	17.7	2,177.50 (1,128.00)	25	168	6,054	16.6	36.0	149	21	82,532	14,620	103.7	8	216,647	38,377
市川	1,290,802	208,805	16.2	181.54	20	134	4,716	12.8	35.2	224	16	80,675	13,050	11.3	7	184,400	29,829
柏	1,287,355	213,098	16.6	358.24	15	171	4,867	13.3	13.3	230	17	75,726	12,535	21.1	7	183,905	30,443
銚子	347,953	58,730	16.9	832.44	15	77	3,405	9.3	44.2	207	4	86,988	14,885	208.1	3	115,984	19,577
君津	465,020	78,149	16.8	1,334.57	15	115	3,775	10.3	32.8	157	7	66,431	11,164	190.7	4	116,255	19,537
合計	5,124,286	865,794	16.9	4,884.53	90	665	22,817	62.2	34.3		65	78,835	13,320	75.1	29	176,700	29,856
平均	1,024,857	173,159	16.9	978.91	18	135	4,563	12.5	34.3	193	13	78,835	13,320	75.1	5.8	176,700	29,856

(注) 平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。ただし、東上総支所の数値は中央児童相談所の内数。一時保護定員はH17.11.1現在。児童福祉司数及び心理判定員数はH17.6.1現在。

(8) 児童相談所の状況 (関東近県の状況)

	面積 (km ²)	人口 (人) 17.10.1 国勢調査(概数)	児童相 談所数	一時保護所関係				区域担当 児童福祉司数 (人)		区域担当 児童福祉司の 管轄人口 (人)	児童心理司数 (人) 17.5.1現在	児童福祉司と児 童心理司の比率 (児童心理司を 1人とした場合)
				施設数	定員 (人)	保護所の民間 委託の有無	委託一時 保護件数	17.5.1現在	増減数			
千葉県	4,884.53	5,131,806	5	5	90	無	39	65	(6)	78,951	29	2.24
茨城県	5,893.19	2,975,023	3	1	30	無	61	38	(7)	78,290	17	2.24
栃木県	6,408.28	2,016,452	3	1	18	無	163	35	(10)	57,613	20	1.75
群馬県	6,363.16	2,024,044	3	1	21	無	52	31	(3)	65,292	12	2.58
埼玉県	3,579.85	5,877,420	6	3	100	無	229	99	(▲2)	59,368	26	3.81
東京都	2,187.09	12,570,904	11	6	136	無	162	150	(8)	83,806	47	3.19
神奈川県	1,835.77	3,884,758	5	3	65	無	152	52	(6)	74,707	21	2.48
静岡県	6,405.77	3,091,578	4	2	35	無	251	43	(▲8)	71,897	17	2.53
全国		127,756,815	187	22	495		1,109	1,989	(176)	64,232	873	2.28

(注) 数値は、平成18年3月3日に開催された「全国児童福祉主管課長会議資料」から抜粋
面積は、都道府県が発行した平成16年度児童相談所業務概要から抜粋。ただし、群馬県、東京都、神奈川県、静岡県は平成16年4月1日の国土交通省
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。
児童相談所数は、平成17年4月1日現在(厚生労働省)
一時保護所関係(委託一時保護件数を除く)は平成18年3月1日現在(聞き取り結果)
一時保護所関係(委託一時保護件数に限る。)は、平成16年度中の委託件数。(福祉行政報告例)

	千葉県	埼玉県	茨城県	栃木県	東京都	神奈川県	静岡県
児童相談所数	5	6	3	3	11	5	4
児童福祉司数	65	99	38	35	150	52	43
一ヶ所当たりの児童福祉司 配置人数	13.0	16.5	12.7	11.7	13.6	10.4	10.8
一時保護所数	5	3	1	1	6	3	2
一時保護所定員	90	100	30	18	136	65	35
一人当たり平均保護日数	35.1	42.0	12.5	21.8	29.9	36.0	-
人口(人)	5,124,286	5,929,748	2,981,547	2,010,844	12,059,237	3,869,908	3,060,914
児童人口(人)	865,794	1,011,029	527,087	358,169	1,735,683	647,511	573,251
面積(km ²)	4,884.53	3,579.85	5,893.19	6,408.28	2,187.09	1,835.77	6,405.77
人口における児童人口比(%)	16.9	17.1	17.7	17.8	14.4	16.7	18.7
児童福祉司一人当たりの 管轄人口(人口)	78835.2	59896.4	78461.8	57452.7	80394.9	74421.3	71184.0
児童福祉司一人当たりの 管轄人口(児童人口)	13319.9	10212.4	13870.7	10233.4	11571.2	12452.1	13331.4
児童福祉司一人当たりの 管轄面積(km ²)	75.1	36.2	155.1	183.1	14.6	35.3	149.0
人口10万人当たりの 児童福祉司配置人数	1.27	1.67	1.28	1.74	1.24	1.34	1.40

(注) 各都道府県が発行した平成16年度児童相談所業務概要から抜粋(平成16年度 実績)。ただし、東京都・静岡県の人口及び静岡県の児童人口
はH17.9福島県調査結果から、また東京都及び神奈川県の面積については、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。
一人当たり平均保護日数については、H17.12.16現在/千葉県調査から作成。

IV 市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況

1 市町村児童虐待防止ネットワーク

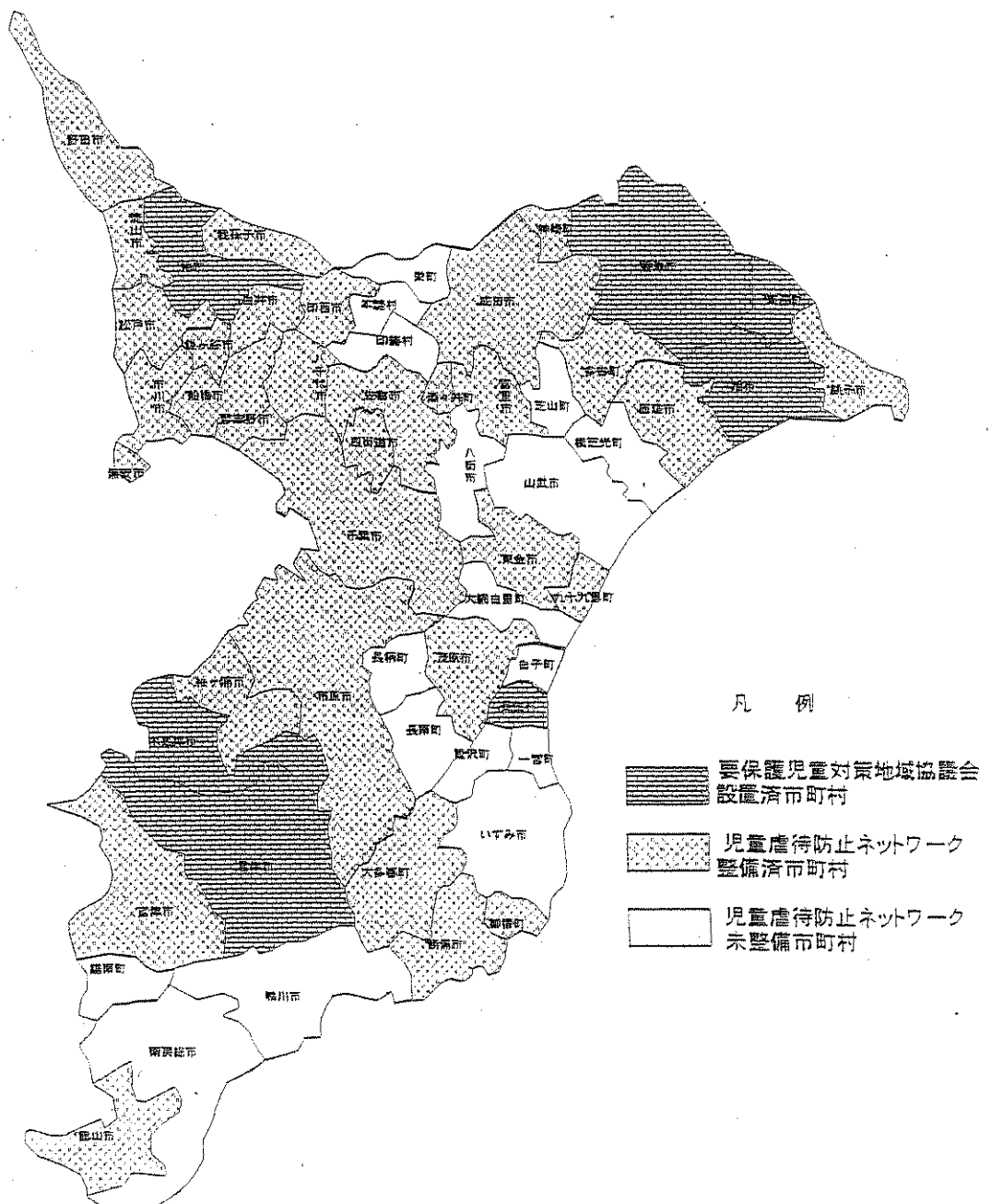
児童虐待の防止等を目的として、市町村を中心に、児童相談所、警察、学校、保育所、幼稚園、民生・児童委員等市町村域の関係機関・団体等が構成するネットワークのことである。

2 要保護児童対策地域協議会

改正児童福祉法第25条の規定により、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の適切な保護を目的として設置される法定の協議会のことである。県では、全市町村での設置を目指している。

(参考) 整備状況 (千葉県を除く。平成18年4月1日現在)

市町村児童虐待防止ネットワーク 38市町村 (18年度中に全市町村で設置予定)
 うち、要保護児童対策地域協議会 7市町村 (18年度中に19市町村で設置予定)



市町村児童虐待防止ネットワーク整備状況（平成18年4月1日）

（千葉市を除く55市町村）

管轄見相	市町村名	児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会		
中央	本所	成田市	要綱無・設置済		
		佐倉市	平成15年5月1日		
		習志野市	平成13年10月1日		
		市原市	平成16年1月29日	平成18年度	
		八千代市	平成14年5月1日	平成18年10月1日	
		四街道市	平成17年6月1日	平成18年度	
		八街市	平成18年度		
		印西市	平成18年3月1日		
		白井市	平成14年7月11日	平成18年7月	
		富里市	平成17年4月1日		
		酒々井町	平成18年3月1日		
		印旛村	平成18年度		
		本佐村	平成18年6月		
		栄町	平成18年4月		
	支所	茂原市	平成17年7月1日		
		東金市	平成14年4月1日		
		勝浦市	平成17年9月9日		
		小湊町	平成18年度		
		大網白里町		平成18年度	
		九十九里町	平成18年4月1日		
		西武市		18年度	
		横芝光町		合併後(18年度)	
		芝山町		平成18年度	
		三喜町	平成18年度		
		睦波町		平成18年度	
		長生村		平成18年3月27日	
		白子町	平成18年度	平成19年度	
		長沼町	平成18年度		
		長南町		平成18年度	
		大多喜町	平成18年3月1日		
		御宿町	平成17年7月1日		
		市川	市川市	平成11年10月7日	平成18年5月1日
			船橋市	平成13年度7月27日	
鎌ヶ谷市	平成16年10月28日		平成18年度		
浦安市	平成16年4月1日		平成18年度		
柏	松戸市	平成14年6月25日			
	野田市	平成13年5月11日	平成18年度		
	柏市	平成13年12月20日	平成18年4月1日		
	流山市	平成13年12月18日			
銚子	我孫子市	平成15年2月19日	平成18年7月		
	銚子市	平成17年4月5日			
	香取市		平成18年3月27日		
	匝瑳市	平成18年1月23日			
	旭市		平成18年2月1日		
	神崎町	平成17年9月6日			
	多古町	平成18年3月20日			
東庄町		平成17年11月7日			
君津	館山市	平成18年2月1日			
	木更津市	平成13年5月23日	平成18年3月15日		
	鴨川市		平成18年度		
	君津市	平成13年7月10日	平成18年4月1日		
	富津市	平成13年6月18日			
	袖ヶ浦市	平成13年4月1日	平成19年4月1日		
	南房総市		平成18年5月		
鋸南町		平成18年度			

※児童虐待防止ネットワーク設置済 38市町村のうち要保護児童対策地域協議会 7市町村

※平成18年度中に全市町村設置済みのうち要保護児童対策地域協議会 19市町村

V 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の強化

1 小域福祉フォーラム・地域子育て会議

(1) 小域福祉フォーラム

小域福祉圏（小・中学校区）において、従来の地域福祉の担い手と新たな担い手等が協働して、地域における福祉等のあり方・取組方を考えていく組織のこと。

・ 2市6か所に設置（平成18年3月31日現在）

(2) 地域子育て会議

子育て地域力強化モデル事業において、社会福祉法人、住民活動団体、NPO、地域の子育てサークル・支援者等で構成された、地域における子育ての取組を実施する組織。

・ 4市5か所に設置（平成18年3月31日現在）

(3) 子育て地域力強化モデル事業

県では、市町村を含めた地域の多様な子育て支援者・団体等が参画する、子育て支援のための地域力強化の取組で、地区集会所や学校の余裕教室、商店街の空き店舗等を利用するなどして行う、他の市町村のモデルとなる事業を支援している。

・ 4市5か所で事業を実施（平成18年3月31日現在）

※（2）の設置数と同じ。

この事業を契機として、千葉県次世代育成支援行動計画の基本理念である、「子どもを地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」という考え方を普及するとともに、全市町村において地域力強化の取組が実施されることを目指している。

2 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に育児支援を行う拠点として、育児不安等についての相談指導、一時保育等の地域の需要に応じた保育サービスの実施、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の保育資源の情報提供等を実施している。

・ 全保育所538か所中、47市町村231か所で実施（平成18年3月31日現在。）

3 つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用した育児相談などを行う場。つどいの広場では、①子育て親子の交流、集いの場を提供。②子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じる。③地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供。④子育て及び子育て支援に冠する講習を実施。等の事業を行う。

・ 11市17か所で実施。（平成18年3月31日現在。）

4 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かる。

・ 4市2施設において、実施。（17年度）

5 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない養育者の負担軽減のため、

- ①一般子育て支援のうちでもとりわけ子育てOB（経験者）、ヘルパー等の家庭訪問等による育児、家事の援助
- ②虐待にまでいたる育児困難な家庭は、産後うつ病、育てにくい子どもなどの複雑な問題を背景に抱えているため、保健師、助産師、保育士、児童指導員等による具体的な育児支援に関する技術指導を行う。

・11市町で実施。（平成18年3月31現在。）

6 児童家庭支援センター

(1) 施設の概要

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調査その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第44条の2）

(2) 設置要件

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に付置。

(3) 実施施設・・・2施設（いずれも児童養護施設に付置）

- ①ファミリーセンター・ヴィオラ（木更津市 H16年度～、「野の花の家」に付置）
- ②こやま家庭支援センター（大原町 H17年度～、「子山ホーム」に付置）

※その他、千葉市所管の1施設あり。（子ども未来サポートセンターほうゆう（千葉市 H15年度～、児童養護施設「ほうゆうキッズホーム」に付置）

(4) 実施状況（関東近県）

（平成18年2月1日現在）

	児童家庭支援センター			
	設置済	H17	H18	H19以降
千葉県	1	1	-	-
茨城県	1	1	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	2	-	-	-
埼玉県	2	-	-	1
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-
静岡県	-	1	-	-
全国	50	8	7	3

（注）厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議資料（平成18年3月3日）より抜粋

7 子育て応援人材バンクづくり支援事業

核家族化の進展や都市化によって失われつつある家庭や地域の伝統的な子育て力の機能の回復を図り、子どもと子育て家庭を地域全体で支援するため、地域で活躍する子育てサポーターの養成・人材の確保を図るとともに、子育てサポーター活用のためのネットワークづくりを推進する。

・2市で実施。（平成18年3月31現在。）